

岬町下水道事業地方公営企業法適用支援業務に係る業者選定実施要領

1 趣旨

岬町下水道事業がすべての住民に対し必要なサービスを将来にわたり安定的に提供すべく、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）する。本業務は、固定資産調査・評価、法適用に伴う法令事務手続きの移行支援及びシステム導入を行う事業者を選定する手続き等を定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 岬町下水道事業地方公営企業法適用支援業務
- (2) 業務内容 資料「岬町下水道事業地方公営企業法適用支援業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日
- (4) 総額 34,542,000円（税込）
年割額：令和4年度見積限度額 13,361,000円（税込）
令和5年度見積限度額 21,181,000円（税込）

3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 岬町の「令和2・3・4年度 物品・役務等入札参加資格審査申請登録業者一覧」または、「令和4・5・6年度 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請登録業者一覧」どちらかに登録されていること。
- (2) 過去7年間（平成27年から令和3年まで）において、国又は地方公共団体が発注する公営企業法適用に関する業務を受託し完成した実績が1団体以上あること。なお、実績とは公共下水道事業での本支援業務と類似する業務を主たる契約者として受託したことであり、また、下請での実績については認められない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（令和14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（令和11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (6) 下水道事業、地方公営企業会計制度、法改正及びシステム操作等に関する本町からの問い合わせに対する確かつ迅速な対応ができること。特に、障害発生時等の急を要する場合には、概ね1両日中に本町に到着し対応できる体制が整備されていること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

4 業者選定に係る日程

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 参加募集 | 6月10日（金） |
| (2) 質疑受付 | 6月13日（月）～6月17日（金）正午まで |
| (3) 質問の回答期限 | 6月21日（火） |
| (4) 参加申込受付期間 | 6月23日（木） |
| (5) 参加欠格者通知 | 6月27日（月） |
| (6) 提案書提出期限 | 7月4日（月）※予定 |
| (7) プレゼンテーション | 7月6日（水）～7月8日（金）※予定 |
| (8) デモンストレーション | 7月11日（月）～7月13日（水）※予定 |
| (9) 審査結果通知 | 7月15日（金）※予定 |

5 実施要領等の配布

- | | |
|----------|--|
| (1) 配布期間 | 6月10日（金）から |
| (2) 配布場所 | 岬町ホームページからダウンロードを行うこと。 |
| (3) 配布資料 | <ul style="list-style-type: none">・ 岬町下水道事業地方公営企業法適用支援業務に係る業者選定実施要領・ 岬町下水道事業地方公営企業法適用支援業務仕様書・ 提案書等作成要領・ 評価要領・ 公営企業会計システム機能要件書・ 参加申込・辞退届（様式1）・ 見積書（様式2）・ 担当者経歴（様式3）・ 質問書（様式4） |

6 選考方式

- (1) 公募型プロポーザル方式による選定を行い、提案の内容を総合的に評価し最も優れた提案をした1社を優先交渉事業者とする。

7 参加申込・辞退届の提出

- (1) 提出書類：ア 様式1「参加申込・辞退届」
 <参加の場合>
 イ 「3 参加資格要件 (2)」を証明する契約書の写し 1団体以上（契約者名が分かる箇所のみで構わない）
 ウ 仕様書第8条第6号の資格等を証明する写し
 エ 契約年度と発注者が分かる「実績一覧（任意様式）」（「3 参加資格要件 (2)」に示す期間に限定しない）
 オ 会社概要（パンフレットも可）
- (2) 提出場所：〒599-0392
 大阪府泉南郡岬町深日2000-1
 岬町役場 土木下水道課 （担当：奥田・藤井）
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は事前に連絡し、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- (4) 提出期限：令和4年6月23日（木）午後5時

8 提案書等の提出

資料「提案書等作成要領」に基づき、令和4年7月4日（月）午後5時までに企画提案書及び見積書等の必要書類一式を提出すること。

9 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、本町職員で構成する選定審査委員会を設置し、優先交渉事業者を選定する。なお、プレゼンテーションの内容については委員会、デモンストレーションの内容については担当部会でそれぞれ審査し非公開とする。
- (2) プレゼンテーション、デモンストレーション等の詳細な日時は別途通知する。
- (3) 出席者は必要最低限（3人程度）とし、説明は業務担当者が行うこと。
- (4) プレゼンテーションの内容は事前に提出した提案書に基づくものとし、実施時間は1提案者あたり50分程度（準備：5分、説明：30分、質疑：10分、片付け：5

分)とする。

デモンストレーションの内容は事前に公営企業会計システム機能要件書に基づくものとし、実施時間は1提案者あたり80分程度(準備:5分、説明:50分、質疑:20分、片付け:5分)とする。

- (5) プレゼンテーション及びデモンストレーションに必要な機材等は提案者が準備すること。(ホワイトボード、スクリーンについては岬町において準備する。)
- (6) 選定委員は、資料「評価要領」に基づいて審査を行い、合計点数の最も高い提案書等を提出した提案者を優先交渉事業者として選定する。
- (7) 選定結果は、参加申込書に記載された担当者宛に書面にて通知する。なお、選考の理由、経過及び結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じないものとする。

10 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 参加に係る書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (4) 参加申込・辞退届及び提案書は返却しない。
- (5) 参加申込・辞退届及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) その他、本実施要領に記載のない事項については、選定委員会の決定によることとする。

11 問い合わせ先

〒599-0392

大阪府泉南郡岬町深日2000-1

岬町役場 土木下水道課 (担当:奥田・藤井)

電話/072-492-2026

メール/geusi@town.osaka-misaki.lg.jp